

## UDF-ADRセンター費用規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン（以下「ユニオン」という。）UDF-ADRセンター業務規程（以下「業務規程」という）に基づき、当事者がUDF-ADRセンター（以下「センター」という。）において実施する民間紛争解決手続（以下「調停手続」という）の業務に関しセンターに納付すべき費用について、その種類、額、更には算出方法その他必要な事項を定める。

### (用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めのある場合を除き、業務規程及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

### (費用の種類)

第3条 当事者が調停手続に関してセンターに納付すべき費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 調停申立手数料
- (2) 業務規程第31条第1項に規定する調査費用
- (3) 調停成立手数料

### (調停申立手数料)

第4条 申立人は、業務規程第17条の規定に基づき申立書を提出する時は、調停申立手数料として、100,000円をセンターに納付しなくてはならない。

- 2 センター長が業務規程第18条第2項の規定により申立ての不受理を決定した時は、前項の手数料の全額を申立人に返還する。
- 3 センター長が業務規程第18条第2項の規定により申立ての受理を決定した以降は、第1項に基づき納付された手数料は如何なる事情であっても申立人に返還しない。
- 3 納付又は返還に要する費用は、申立人の負担とする。

### (調査料、分析料、試し買い費用)

第5条 当事者は、選任調停手続実施者会が業務規程第31条第1項に規定する調査を実施した時は、その実費を折半しセンターに納付しなくてはならない。但し、紛争がどちらか一方の当事者の侵害行為に起因する可能性があり、双方の当事者が同意する時は、上記起因を為した可能性がある当事者が業務規程第31条第1項に

規定する調査費用の全額を負担し、センターに納付することを妨げない。

- 2 前項の実費納付を求めるに当たり、選任調停手続実施者会は、業務規程第31条第1項に基づき、当事者に対し、調査実施する意思とその内容並びに調査実施にかかる費用の見積額を通知し、あらかじめ承諾を得なければならない。
- 3 当事者は、第1項の実費を、その調査結果の如何に関わらず納付しなくてはならない。
- 4 第1項及び前項の費用の納付に要する費用は、同費用を納付すべき当事者の負担とする。

(調停成立手数料)

第6条 当事者は、和解が成立した時は、次の各号に掲げる調停成立手数料をセンターに納付しなくてはならない。尚、次の各号において「被害額」とは、和解成立日から過去5年に遡り販売した紛争に関わる物品の販売価格及び調停成立日に業者である当事者が在庫している紛争に関わる物品の仕入れ価格並びに権利者である当事者が紛争を解決するために負担した費用の総額をいう。

- (1) 侵害行為が商標権に関わる時で、被害額が1千万円未満の時は、各100,000円
  - (2) 侵害行為が商標権に関わる時で、被害額が1千万円以上5千万円未満の時は、各200,000円
  - (3) 侵害行為が商標権に関わる時で、被害額が5千万円以上一億円未満の時は、各300,000円
  - (4) 侵害行為が商標権に関わる時で、被害額が1億円以上の時は、各500,000円
  - (5) 侵害行為が商標権に関わらない時は、各100,000円
- 2 和解契約書において、紛争がどちらか一方の当事者の侵害行為に起因すること及び当該侵害行為を為した一方当事者が和解成立手数料の全額を負担することが合意された場合は、当該侵害行為を為した一方当事者が全額負担することを妨げない。又、和解契約書において、紛争がどちらか一方の当事者の侵害行為に起因すること以外の事由により、当事者間に和解成立手数料の負担割合についての合意がある時は、当該合意による負担割合によって算出された額を納付することを妨げない。
  - 3 調停成立手数料は、和解が成立した調停手続の期日から7日以内の日（当日が休日である時は、その翌日）までに納付されなくてはならない。
  - 4 和解契約書は、調停成立手数料が納付された後に当事者に交付する。
  - 5 第1項及び第2項の費用の納付に要する費用は、同費用を納付すべき当事者

の負担とする。

(費用の減免及び納付すべき期日の延期)

第7条 センター長は、当事者の経済状況により第5条又は第6条に規定する費用を納付することが困難と認められる時で、当該当事者から申出があった時は、当該当事者が納付すべき費用の一部又は全部を免除し又は納付すべき期日を延期することができる。

2 当事者が、前項に規定する申出をする時は、費用を納付するのが困難であることを証明する資料をセンター長に提出しなくてはならない。

(費用の納付方法)

第8条 本規程に規定する費用は、センターに現金で納付されなくてはならない。但し、センターが指定した金融機関の口座への振込の方式により納付することを妨げない。

(消費税)

第9条 当事者は、本規程が規定する費用（第3条第1項第2号及び第10条に規定する費用を除く。）のほか、別途消費税及び地方消費税の相当額をセンターに納付するものとする。

(その他)

第10条 センターは、本規程に規定する費用のほかに、調停手続の進行のために必要な実費が発生した時は、当事者の同意を得て、当該実費費用を当事者に納付させるものとする。

2 前項の費用は、当事者が折半しセンターに納付するものとする。但し、当事者間に負担割合の合意がある時は、当該合意によって算出された額を納付することが出来る。

附則

本規程は、平成23年10月3日、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を取得した日付から施行する。